

ドイツ少年行刑における主体性と参加

——少年院法改正をめぐる問題と目指すべき方向性——

大 塚 英理子

1. 問題設定

1-1. 少年法と少年処遇

少年法は20歳未満の「非行のある少年」を対象とし、性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うことと、刑事事件における特別の措置を講ずることにより、「少年の健全な育成」を期することを目的とした法律である（少年法1条）。少年法は家裁の調査及び審判からなる保護手続を基本に据えており、また手続の構造も、徹底した保護優先主義となっている^①。また、少年法は、少年の健全育成を実現するための手段として、保護処分及び特別に構成された刑事処分を規定しており、この目的が実現されるか否かは、少年処遇のあり方次第である。それゆえ、少年処遇の目指すべき方向性は、少年の健全育成でなければならない。

健全育成とは現在、少年が非行を克服し、成長発達を遂げることでありと理解されている^②。このような『健全育成』の理念は、少年に対し、人間としての尊厳を認め、個人として尊重し、成長発達権の主体として位置付けることから出発する^③。それゆえ、健全育成を実現する手段としての少年処遇においては、少年が主体として処遇に参加することを理念とし、それを可能にする処遇環境を整備していく必要がある。さらに、矯正教育への主体的参加は立ち直りへの意欲を喚起するものであることも指摘されており^④、「在院者の改善更生及び円滑な社会復帰」（新少年院法案（以下、新法案）1条^⑤）を図る上で重要な要素でもある。以上のことから、少年の主体性と参加は、少年処遇の理念として重視されなければならない。

現在、少年院法の全面改正が行われようとしている。現行の少年院法は20数箇条の規定しかなく、矯正教育の根幹をなす基本的制度は法務省の通達によっ

て運用されてきた。このような状況が現行少年院法の問題点の1つとして指摘され⁶⁾、新法案は、「少年矯正を考える有識者会議」が提示した少年矯正の理念、そしてそれを具現化するための基本的方向に基づき作成された。新法案は、少年院における処遇のあり方を定めるべき法案であるが、果たして、少年の主体性と参加という少年処遇の理念を実現するものとなっているのであろうか。

1-2. 新少年院法案をめぐる問題点

新法案には、処遇の原則として少年の「最善の利益」を考慮しなければならないとの規定⁷⁾、そして個人別矯正教育計画を策定する際には、少年の意向を参酌し、少年との面接等の結果に基づき策定することを求める規定⁸⁾が存在する。これらの規定が新法案に置かれたことは、現行少年院法からの前進であると評価できる。最善の利益原則については、児童の権利条約3条1項に「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と規定されているところ、子どもの最善の利益を確保する際には、子どもが権利の全面的主体であるという観点が大切であり、手続として子どもの意見表明権を保障していくことにより、子どもの最善の利益という名の下で権利の実現が阻まれることを防ぐことが必要であると指摘されている⁹⁾。最善の利益の保障のためには、少年の主体性が重要なのである。さらに、少年の意向を参酌した個人別矯正教育計画の策定を求める規定は、少年の意見表明権の保障のために非常に重要である。意見表明権は、最善の利益原則とともに児童の権利条約に定められており、少年自身の問題の決定に際して、広く少年自身の意思を反映させる適正手続を求める権利であり、かつ、自己の生活条件や社会条件の決定に対して、少年自身の意思を尊重すること（自己決定の促進）を求めた権利であると言われている¹⁰⁾。個人別矯正教育計画は、個々の少年の矯正教育の目標や内容、期間、実施方法に関して具体的な計画を定めるものであり¹¹⁾、その少年に対する少年院での教育のあり方を方向付けるものであると言える。そのような個人別矯正教育計画の策定の際に少年の意向を参酌し、少年との面接等の調査を行うことは、意見表明権の精神が反映されており、その保障に向けた重要な規定だと言える。

しかし、こうした規定にも限界が存在する。新法案全体を見れば、前面に出

ているのはむしろ、少年の権利・義務関係、職員の権限の明確化である。反面、少年処遇の理念は後景に退いた感があり、少年に固有の処遇を形成しようとする視点は強くない。

1－3．本論文の課題

以上のように、現在の新法案においては、少年の主体性・参加という処遇理念は不十分にしか具体化されておらず、少年処遇を形成するための指導理念となり得ていない。さらに、少年の主体性と参加を確保するために必要な処遇環境にも十分目が向けられてはいない。少年院での処遇は、少年の健全育成に向けた教育がその中心に据えられなければならない、その実現のための少年処遇を規定する少年院法には、少年に固有の処遇を形成しようとする視点が重要なのである。このような日本の新法案のあり方に対し、少年の主体性と参加を重視し、それを実現するために少年刑の執行を緩和し、開放的で小規模な施設での少年行刑の試みを積極的に実践しているのがドイツである。

本論文は、第一に、少年の再社会化を目的とし、少年自身の発達可能性を伸長することとして理解されている教育思想によって方向付けられているドイツの少年行刑を概観する。第二に、少年刑の執行を緩和し、開放的で小規模な施設で自由な形態における少年行刑を行っているチャンス・プロジェクトの取組みを紹介する。それにより、ドイツの経験に学びつつ、今後、日本の少年処遇が目指すべき方向性を示す。

2．ドイツ少年行刑の基本構造

2－1．少年裁判所法と少年刑

ドイツには、児童と成人の間の年齢層にあたる若年行為者のための特別刑法である少年刑法が存在する¹³⁾。現行の少年刑法は1953年に成立した少年裁判所法（Jugendgerichtsgesetz、以下JGG）である。JGGは実体法と手続法両方の特別規定を含んでおり、成人とは異なる特性を有した若年行為者に対する処分を、その発達に配慮しつつ定めている¹³⁾。

JGGの対象は、行為時に14歳以上18歳未満の少年と、同じく行為時に18歳以上21歳未満の青年である。ドイツの成人年齢は18歳であるため、青年に

対しては一般刑法の規定が適用されることが原則とされているが、青年が「環境的諸条件をも考慮して、行為者の人格を全体的に考慮した場合に、行為時における道徳的・精神的発育から見てまだ少年と同等であることが明らかになるとき」(JGG105条1項1号)、あるいは「行為の種類、事情または動機から見て、少年非行(Jugendverfehlung)が問題になるとき」(JGG105条1項2号)には、青年に対してもJGGの規定が準用される。しかし、法律上の原則とは反対に、実務においては、青年に対してもJGGが準用されることが多い⁹⁹。

JGGはその目的を、「少年刑法の適用は、少年または青年の新たな犯罪行為を防がなければならない。この目的を達成するために、犯罪行為に対する処分と、両親の教育権を考慮したうえで、手続も、優先的に教育思想を用いて遂行されなければならない」(JGG2条1項)と定めており、JGGの中心には教育思想があり、JGGは教育刑法であると言える。この教育思想に対しては現在、少年に対する一方的な方向付けではなく、少年自身の能力と技能を伸長することにより、釈放後の犯罪のない生活を目指すことを意味するという理解がなされている。このような教育思想の理解には、少年のなかに存在している、場合によっては隠されている発達可能性を伸長することを目指すという、福祉法上の「援助」の概念が用いられている。教育思想は、国家社会主義(ナチズム)がドイツを席卷した第三帝国期には、国家社会主義的な教育イデオロギーに基づき理解され、国家社会主義上の民族共同体への少年の編入を目指すという理解がなされた経験をもつ¹⁰⁰。このことの反省に立って、現在では、少年刑法の目的としての教育は、援助概念が採っている方向性と合致した¹⁰¹理解がなされているのである。

少年裁判所が言い渡すことのできる処分は、教育処分、懲戒処分、少年刑の3種類である(JGG5条)。そのうち少年刑とは、「その執行を予定された施設(für ihren Vollzug vorgesehenen Einrichtung)における自由剥奪」であり(JGG17条1項)、JGGが予定している処分のうち、最も介入の度合いが大きく¹⁰²、処分のなかで最終手段としての位置が与えられている¹⁰³。収容期間は、下限が6月、上限が5年であり、これは必要な教育的効果が得られるように量定されなければならない。しかし、一般刑法により10年を超える自由刑が最高刑として規定されている重罪が問題となるときには、上限は10年となる(JGG18条)。成人に対しては、下限が1月、上限が15年の有期自由刑及び無期自由刑が定

められているが（刑法典（Strafgesetzbuch）38 条）、少年の場合、刑法及び刑事訴訟法の特別法的色彩が強いとされる JGG[®]に基づき科される少年刑であっても、刑期は最長でも 10 年であり、成人と比べて短期に限定されている。

2-2. 提供されるプログラム

少年行刑においては、教科教育、職業教育、そしてソーシャル・スキルの育成が実施されている。こうした様々なプログラムが提供されるのは、最終手段として少年刑が科された場合、「少年」という年齢段階にいる者に対して国家が自由剥奪を行うため、国家は当該少年のより広範な発達について特別な責任を引き受けることとなり、国家は少年の社会的学習ならびに将来の就職に役立つ能力及び知識の教育を目指した特別な処遇を行刑において提供することにより、少年の発達について引き受けた特別な責任を果たすことができるからである[®]と述べられている。また、自由を剥奪する少年刑であっても、少年刑法の目的へと方向付けられ、教育思想を用いて形成されるべきであることに変わりはなく、行刑の全ての教育的なあり方は、少年の法を遵守した社会参加の機会が増えることを目指さなければならぬ[®]とされ、さらに、行刑自体によって生み出される不利益、すなわち行刑が抱える弊害は、行刑目的に導かれた処遇を用いて補填されなければならない[®]と指摘されている。

教科・職業教育においては、これまでの不十分な教育、そしてそれに起因する厳しい就職状況を克服することを目指し、読書やドイツ語の正書法を学ぶコース、外国人受刑者のためのドイツ語学習コース、義務教育本課程や実業中等学校の卒業資格の取得、職業教育や職業上の資格取得のコースが実施されている。ソーシャル・スキルの育成については、ソーシャル・セラピー、ソーシャル・トレーニング及び体験学習等の提供がなされている[®]。ソーシャル・トレーニングでは、個々の受刑者が共同責任を有した構成員としてトレーニングに参加することが求められ、また、職員についても、専門的に訓練された者が動員されること、そして科学的原理に基づく構想がトレーニングの根底にあることが前提として求められている。こうしたソーシャル・トレーニングは、施設内だけでは専門職員が不足しているため、施設外でトレーニングを提供している団体も利用しつつ行われている[®]。その他にも、個々の犯罪特有の問題性に対応したプログラムや、可能な限り多彩な職業、文化及び余暇の過ごし方について

のプログラムが提供されている⁸⁹。

2-3. 指摘される注意点

以上のように、少年行刑においては、少年の再社会化へと方向付けられた多種多様なプログラムが提供されている。しかし、それらを実施する際には、以下のような点に注意をする必要があるとされている。

第1に、教育を理由として少年の不利な取扱いが生じないようにしなければならない。これは、かつての実務について、現在の社会教育学上可能な手段全てを用いて少年に働きかけを行うため、それに必要な時間を少年行刑において確保することが必要であるとの考えに基づき、刑期が、少年が履修することのできる職業専門教育等の期間に合わせて設定されるため、少年の刑期が成人の場合よりも長期に及ぶことがあった点への反省に基づく⁹⁰。少年刑には、少年の再社会化目的を阻害する様々な弊害が絶対的に存在することが指摘されており、このことから、各種プログラムの終了を基準とした刑の量定は行ってはならないとされている。

第2に、プログラムの質及び定員の問題が指摘される。近年、少年行刑の処遇の充実に向けては様々な努力がなされている。しかし、少年行刑の財源が乏しいことに起因して、効果的かつ時間的・人的・教育的に集中したプログラムを一部の受刑者しか利用できないという状況が生じている⁹¹。こうした状況を克服するためには、効果のあるプログラムだけを導入し、限られた財源を有意義に活用すべきことが指摘されている⁹²。しかし、それだけではなく、施設外の組織が提供している教育コースやプログラムに少年が赴き、参加することの有効性も指摘されている。これを実現するためには、少年刑の執行の緩和を行うことが必要である。執行の緩和とは、伝統的には（1）監視の下、刑務所外での取組みに定期的に参加すること（施設外での取組み（Außenbeschäftigung））、（2）監視なしで、刑務所外での取組みに定期的に参加すること（外部通勤（Freigang））、（3）監視の下、一定の時間刑務所を離れること（外へ連れ出すこと（Ausführung））、（4）監視なしで、一定の時間刑務所を離れること（外出（Ausgang））という4つの形態が取られてきた。その他にも、年次休暇や重大な理由による休暇、退院準備措置休暇といった休暇も執行の緩和の一環として行われており、執行の緩和という名称が意味するところは様々である⁹³。こ

ういった執行の緩和を行い、少年が施設外の組織を利用できるようにしていくことにより、施設内で提供されるプログラムの質・定員の問題の解決を目指していく必要があるとされている。

しかし、少年行刑においては、提供されている多種多様なプログラムの内容や定員だけが問題なのではなく、発達段階にいる少年を施設に収容すること自体が孕む問題性に十分配慮しなければならない。以下では、執行の緩和を行うことにより少年行刑の弊害を緩和し、少年に対して国家・社会への再編入・再適合の機会を与えることを目指した取組みを概観する。

3. チャンス・プロジェクト (Projekt Chance)

3-1. 少年行刑における開放性の必要

少年刑が対象者を施設へと収容し、自由を剥奪する処分であることから、そこには様々な弊害が存在する。例えば、施設内でのみ有効な刑務所サブカルチャーに順応することにより、他者の犯罪的な考え方・振舞いを吸収し、施設職員に対して対立的・敵対的な行動を取ること⁸⁸、自由に行動し、決定をする余地の制限による自律性の衰退、抑圧を感じることによる共同体の規範・規則の受け入れの心構えの低下⁸⁹といった弊害である。そのことから、少年刑を最終手段としてのみ科すことはもちろん、その執行の際には以下のことに注意しなければならないと指摘されている。すなわち、少年行刑においても、少年の自律性を高める体験ができるような方法を考えなければならず、少年の学習意欲を引き出すような環境で執行を行うべきということである。したがって、少年行刑の形成において求められることは、少年に対して自由裁量の余地を可能な限り認めたとうえで、少年が日常的な決定に広範囲に渡り、かつ責任を自覚した形で参加することを認めることなのである⁹⁰。これらの要求の実現を目指し、現在ドイツでは、執行の緩和として行うことのできる「自由な形態における少年行刑」によって、開放的な施設における少人数での少年行刑の形成が実践されている。それがチャンス・プロジェクトである。

3-2. チャンス・プロジェクト概要

チャンス・プロジェクト⁹¹とは、バーデン・ヴュルテンベルク州で行われて

いる、2つの自由な形態における少年行刑のモデル・プロジェクトのうちの1つである。少年刑を宣告された少年を少年刑務所に収容することに代え、少年刑務所の塀の外にある、彼らのために特別に構想された開放的な福祉法上の少年援助ホームに収容し⁹⁸、少年刑を執行している。このプロジェクトは、2003年にクレクリンゲンのフラウエンタール修道院を改築し、15人の収容定員で始められた⁹⁹。

チャンス・プロジェクトの対象者は、アーデルスハイム少年刑務所に収容されている、保護観察なしの施設収容を初めて命じられた、14歳以上18歳未満の犯罪を繰り返した少年であり、適性があれば21歳未満の青年も対象となる。プロジェクトへの参加者は皆、自発的な志願に基づき、選考を経てプロジェクトに参加している。プロジェクトに同調できず、厳格な規定に違反する少年は、アーデルスハイム少年刑務所へと戻らなければならない¹⁰⁰。

少年に対し、国家と社会への再編入・再適合の機会を与えることがプロジェクトの目的であり¹⁰¹、そのための教育はグループ単位で行われ、原則として少年を主体として教育することにより、肯定的な少年文化（ピア・カルチャー）を構築することができるとされている¹⁰²。

このようなチャンス・プロジェクトは、以下のような理念から出発している。第1に、犯罪を繰り返す少年による犯罪の防止は、伝統的に、古典的な刑事政策の中心的課題だと考えられてきた。しかし、少年は、幼年期の社会的統合条件や社会化の条件に関係なく、社会へと統合され、犯罪のない生活へと導かれるチャンスを絶対的に有している。それゆえ少年に対しては、内容が望ましく、時宜を得ており、綿密に計画された、年齢にふさわしい教育プログラムを備えた特別予防的対応がなされるべきである。第2に、14歳以上18歳未満のJGGにいう「少年」は、少年刑受刑者のなかでは少数派であり、18歳以上21歳未満の青年やそれ以上の年齢の者が、圧倒的に大多数を占めている。少年とは全く異なる生活圏を有する彼らが多数を占める環境は、少年の参加を伴う行刑に相応しい場所ではない¹⁰³。第3に、命令をする職員とそれに服従しなければならない少年の間の一方向的コミュニケーションに基づく伝統的な少年行刑ではなく、日常における問題解決やコミュニケーションを通じて社会的な経験を積み、受刑者が社会的責任を自覚した市民へと成長することを目指さなければならない¹⁰⁴。

以上のように、チャンス・プロジェクトは、少年行刑が抱える弊害を緩和し、ピア・カルチャーを教育の中心に据え、少年にとって肯定的な教育環境を形成しようと努めている。

3-3. チャンス・プロジェクトにおける取組み

チャンス・プロジェクトでは、ピア・カルチャーを構築するため、そしてプロジェクトを教育的に形成するために、様々な取組みが行われている⁴⁰。

ピア・カルチャーの構築のために、第1に、チューター機能の活用が行われている。チューターに対しては、規則に則った行動や日常の流れ、評価制度やトレーニングの内容等を、新たにプロジェクトに参加した少年に対して説明したり、相談相手・助言者としての役割を担う兄のような存在となることが求められる。第2に、全プロジェクト参加者によって構成される「共同体の公正な総会」が開催されている。この総会では、プロジェクトの組織や日常の規則の疑問について話し合い、少年とトレーナーが等しく投票権を有した民主的な議決を行っている。ここで新たな規則が作成されたり、これまでの規則が修正されることもあるが、それは常にプロジェクトの基本理念と適合する範囲内で行われなければならない。第3に、プロジェクト参加者とトレーナーの公正な関係を目指して活動をする「公平委員会」が設置されている。この委員会は、少年たちの代表とトレーナーによって構成され、少年たちから苦情や要望等を聞き取り、共に解決の可能性を探っていくという活動を行っている。

プロジェクトを教育的に形成するために、まず、少年に役割のある地位を与え、その分野においては指導的な立場を担わせるという取組みを行っている。その際、責任を引き受け、活動する力が弱い少年であっても課題を達成することができるよう、配慮がなされている。さらに、チャンス・プロジェクトでのトレーニング過程は、昇進・降格を伴う、等級のあるトレーニング・プランに従って進行する。級位は2つ存在し、下位の級では非常に密な世話を受け、またプロジェクト外での活動は限られている。これに対し、上位の級に昇進すれば、施設外での実習や一時帰宅など自由の範囲は広くなり、役割のある地位を与えられることもある。

以上のように、チャンス・プロジェクトは、少年行刑の形成において求められる、少年に対して自由裁量の余地を可能な限り認めていくこと、少年が日常

的な決定に広範囲に渡り、かつ責任を自覚して参加することの実現に向けて形成されているのである。

3-4. チャンス・プロジェクトへの評価

チャンス・プロジェクトに対しては、問題点の指摘もなされている⁴⁰。1点目は、級位の降格制度の問題である。すなわち、一度はプロジェクトへと参加したものの、途中でアーデルスハイム少年刑務所へと戻ってきた少年へのインタビューの結果、この級位の降格が原因となり、プロジェクトへの参加意思を撤回した、あるいは職員による送還決定が下されたという意見が最も多かったのである。降格制度については、降格させられる可能性に直面している少年は、常にストレスに晒されており、このような状況は、社会教育学上相応しくないとの指摘がなされている⁴¹。2点目は、仮釈放率の問題である。プロジェクト開始から5年が経過した段階で、仮釈放となった者の割合を比較すると、アーデルスハイム少年刑務所の場合、約66%の者が仮釈放となっていたのに対し、プロジェクトに参加した者の場合には、約24%しか仮釈放となっていなかった。そのため、プロジェクト参加者は平均して、アーデルスハイム少年刑務所に収容されていた少年よりも短い刑期を宣告されていたにもかかわらず、実際の施設収容期間は、アーデルスハイム少年刑務所に収容されていた少年よりも長期に及んだのである。少年刑が抱える弊害の緩和に努め、教育的に形成されているチャンス・プロジェクトであっても、収容期間が長期化するような事態は改善されなければならないであろう。

しかし、問題点ばかりが指摘されているのではなく、チャンス・プロジェクトに対しては、肯定的な評価もなされている⁴²。すなわち、プロジェクトは、伝統的な少年行刑が少年に対する刑の執行の形態として適切な方法であるのか、という議論を再起したという点ですすでに有益であるが、それだけではなく、受刑者へと多様なプログラムを提供し、そして受刑者への対応の際に専門的・教育学的な少年援助が有効であることを明らかにした点でも有益である。さらに、プロジェクトについては、参加者へのインタビューから、伝統的な少年行刑と比較して、より多くの自由・外部との接触が確保され、暴力と抑圧が制限されていること、さらに資格の取得や就職のチャンスが広がったこと、規則正しい生活が可能になったこと、言葉による紛争解決の方法を学ぶなどコミュニケー

ジョン能力が向上したことなどの肯定的な評価が寄せられている。

以上のように、チャンス・プロジェクトには改善すべき点も存在するものの、福祉的に理解された教育思想に基づき形成された開放的で小規模な施設は、少年の主体性と参加という処遇理念の実現を可能にする処遇環境であると言えるであろう。

4. まとめ

ドイツにおいては、少年という成人とは異なる特性を有する者を施設に収容するのであれば、少年に相応しい特別な処遇を行わなければならないということが明確にされている。その処遇とは、福祉的な援助の概念によって理解された教育思想によって方向付けられた、教育的なものでなければならないと理解されている。さらに、少年による処遇への主体的な参加を促し、少年自身が自らの行動の責任を負うことを求めていく少年行刑の試みが積極的に実践されている。

日本においては、実務上の取組みとして、生活指導の一環として行っている役割活動や集会のなかに見られる、少年集団の持つ教育的機能の活用が指摘されている。少年が寮生活上の様々な役割を担うことにより、責任感や協調性を培うとともに、少年集団を更生的な雰囲気にして、少年相互が好ましい影響を与え合うように働きかける⁴⁶⁾というものである。また、日々の生活を初め、寮内での係の分担や寮集会等を通じて、上級生が下級生の手本となったり、互いの長所を見習うと同時に短所を指摘して改善するなど、望ましい影響関係を及ぼし合うことを、集団に対する処遇では目指していることが指摘されている⁴⁷⁾。

このように、少年の主体性や参加を重視する実務での取組みは存在する。しかし、それだけでは不十分であると言わざるを得ない。少年院法は、少年処遇のあり方を規定する法律である以上、少年の主体性と参加という処遇理念が明確に規定されるべきである。新法案にも、最善の利益原則と意見表明権を保障する規定は存在している。しかし、新法案のなかで強調されているのは、少年の権利・義務関係、職員の権限の明確化であって、少年の主体性と参加という理念を具体化した処遇を教育的に形成しようとする視点は弱く、そのような処遇理念の実現を可能にする処遇環境の整備も明記されていない。

少年という、発達段階の途上にあり、周囲からの影響も受けやすいが、可塑性にも富んだ存在を少年院に収容するのであれば、少年の主体性と参加という処遇理念を実現できるような開放的で小規模な施設において、教育的に形成された特別な処遇を行うことが、今後の少年処遇の目指すべき方向である。このとき、少年法の健全育成の目的は、少年処遇のなかで実現し得ることになる。

-
- (1) 守屋克彦＝斉藤豊治編『コンメンタール少年法』（現代人文社、2012）37頁〔守屋克彦〕
 - (2) 澤登俊雄『少年法入門〔第5版〕』（有斐閣、2011年）27頁
 - (3) 守屋＝斉藤編・前掲注1書41頁〔守屋克彦〕
 - (4) 守屋＝斉藤編・前掲注1書382頁〔八田次郎〕
 - (5) 「この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。」
 - (6) 少年矯正を考える有識者会議「少年矯正を考える有識者会議提言——社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ——」10頁
 - (7) 15条2項「在院者の処遇に当たっては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用するとともに、個々の在院者の性格、年齢、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境、交友関係その他の事情を踏まえ、その者の最善の利益を考慮して、その者に対する処遇がその特性に応じたものとなるようにしなければならない。」
 - (8) 34条3項「少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定しようとするときは、家庭裁判所又は少年鑑別所の長の意見があるときはこれらの意見を踏まえるとともに、できる限り在院者及びその保護者その他相当と認める者の意向を参酌しつつ、在院者との面接その他の適当な方法による調査の結果に基づき、これを策定するものとする。」
 - (9) 永井憲一ほか編『[新解説] 子どもの権利条約』（日本評論社、2000）50頁〔荒牧重人〕
 - (10) 永井ほか前掲注9書92頁〔喜多明人〕
 - (11) 名執雅子「少年矯正における新たな取組と少年院法の改正等」家庭裁判月報65(4)（2013-04）8頁
 - (12) ドイツ少年司法については、武内謙治「ドイツにおける少年審判の構造と検察官、弁護人の役割」斉藤豊治＝守屋克彦〔編著〕『少年法の課題と展望第2巻』（成文堂、2006）、比嘉康光「ドイツ少年刑法改正概観」同『ドイツ少年刑法の研究』（成文堂、2010）も参照。
 - (13) *Schaffstein/Beulke*, Jugendstrafrecht: eine systematische Darstellung 14., aktualisierte Auflage (Kohlhammer W., 2002) S.1
 - (14) *Dünkel*, Jugendstrafrecht - Streit um die Reform Anmerkungen zum Gutachten von H.-J. Albrecht zum 64. Deutschen Juristentag 2002, S.91 in: NKP 3/2002 (S.90-93)
 - (15) *Meier/Rössner/Schöb*, Jugendstrafrecht 2., überarbeitete Aufl. (C.H. Beck, 2007), S.38-39
 - (16) *Ostendorf* [Hrsg.], Jugendstrafvollzugsrecht (Nomos, 2009), S.117
 - (17) *Hosser & Bosold*, Behandlung im Jugendvollzug, S.128 in: *Volbert/Steller*[Hrsg.], Handbuch der Rechtspsychologie (Hogrefe, 2008) (S.128-134)
 - (18) *Böhm/ Feuerhelm*, Einführung in das Jugendstrafrecht 4. Aufl. (C. H. Beck, 2004), S. 221
 - (19) 武内謙治「少年手続における『教育思想』と『法治国家原則』——ドイツ少年刑法における『内的改革』の展開——」九大法学(76) (1998-09-27) 49頁
 - (20) BVerfGE 116, 69 Rn.51

- (21) *Hosser/Bosold*, a.a.O., S.128-129
- (22) *Laubenthal*, Strafvollzug 4., neu bearbeitete Aufl. (Springer, 2007), S.101
- (23) *Hosser/Bosold*, a.a.O., S.129
- (24) *Ostendorf*[Hrsg.], a.a.O., S.160-161
- (25) *Hosser/Bosold*, a.a.O., S.129
- (26) *Heinz*, Abschaffung oder Reformulierung des Erziehungsgedankens im Jugendstrafrecht?, S.376-377, in: Grundfragen des Jugendkriminalrechts und seiner Neuregelung, Symposium an der Kriminologischen Forschungsstelle der Universität zu Köln 1.-4. Oktober 1990: eine Dokumentation des Bundesministeriums der Justiz (Forum, 1992) (S.369-414)
- (27) *Hosser/Bosold*, a.a.O., S.174
- (28) *Hosser*, Jugendstrafvollzug und die Folgen, S.13 in: *Landesgruppe Baden-Württemberg in der DVJJ*, INFO2007 (S.7-17)
- (29) *Ostendorf*[Hrsg.], a.a.O., S.166
- (30) *Hosser*, Prisonisierungseffekt Effects of Prisonization, S.172 in: *Volbert/Steller*[Hrsg.], a.a.O. (S.172-179)
- (31) *Hosser*, Jugendstrafvollzug und die Folgen S.11 in: *Landesgruppe Baden-Württemberg in der DVJJ*, a.a.O.
- (32) *Hosser*, Jugendstrafvollzug und die Folgen S.15-16 in: *Landesgruppe Baden-Württemberg in der DVJJ*, a.a.O.
- (33) 比嘉康光・前掲注 12 書「刑務所外での少年行刑の試み」, 「新しい少年行刑モデル」, 「ドイツ少年行刑の新しいモデル」は, チャンス・プロジェクト開始に至る経緯やプロジェクトの構造等, 詳細なチャンス・プロジェクトの紹介を行っている。本稿は, チャンス・プロジェクトに対する評価を加え, さらに, 少年の主体性・参加という少年処遇の理念及びその実現を可能にした処遇環境に着目している。
- (34) *Trapper*, Das “Projekt Chance” in Creglingen-Frauental, S.81 in: *Landesgruppe Baden-Württemberg in DVJJ*, INFO2004(S.81-95)
- (35) *Goll*, Fünf Jahre “Projekt Chance” -Baden-Württemberg bundesweit Vorreiter für modernen Jugendstrafvollzug außerhalb von Gefängnismauern- *Goll*: “Unser Konzept hat sich bewährt” Datum: 12.09.2009 (<http://www.baden-wuerttemberg.de/de/service/presse/pressemitteilung/pid/fuenf-jahre-projekt-chance-baden-wuerttemberg-bundesweit-vorreiter-fuer-modernen-jugendstrafvoll/?type=98&cHash=df6a690e661cfc31db569e81c802e58e&print=1>)
- (36) *Goll*, a.a.O.
- (37) *Goll*, a.a.O.
- (38) *Walter*, Jugendstrafvollzug in freier Form Die baden-württembergischen Projekte “Chance” in Creglingen-Frauental und “prisma” in Leonberg. Versuch eines Diskussionsanstoßes, S.193 in: *ZJJ* 3/2009 (S.192-201)
- (39) *Goll/Wulfi*, Projekt Chance: Aus der Jugendstrafanstalt in Jugendheim. Ein Modell aus Baden-Württemberg, S.219 in: *ZfJ* 2003 (219-223)
- (40) *Walter*, a.a.O., S.193
- (41) *Trapper*, a.a.O., S.86-91
- (42) *Walter*, a.a.O., S.198-199
- (43) *Hosser*, a.a.O., S.14
- (44) *Walter*, a.a.O., S.198-199
- (45) 八田次郎「少年院における司法福祉」日本司法福祉学会編『司法福祉』(生活書院, 2012) 86 頁
- (46) 広田照幸ほか編『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』(名古屋大学出版会, 2012) 87-88 頁